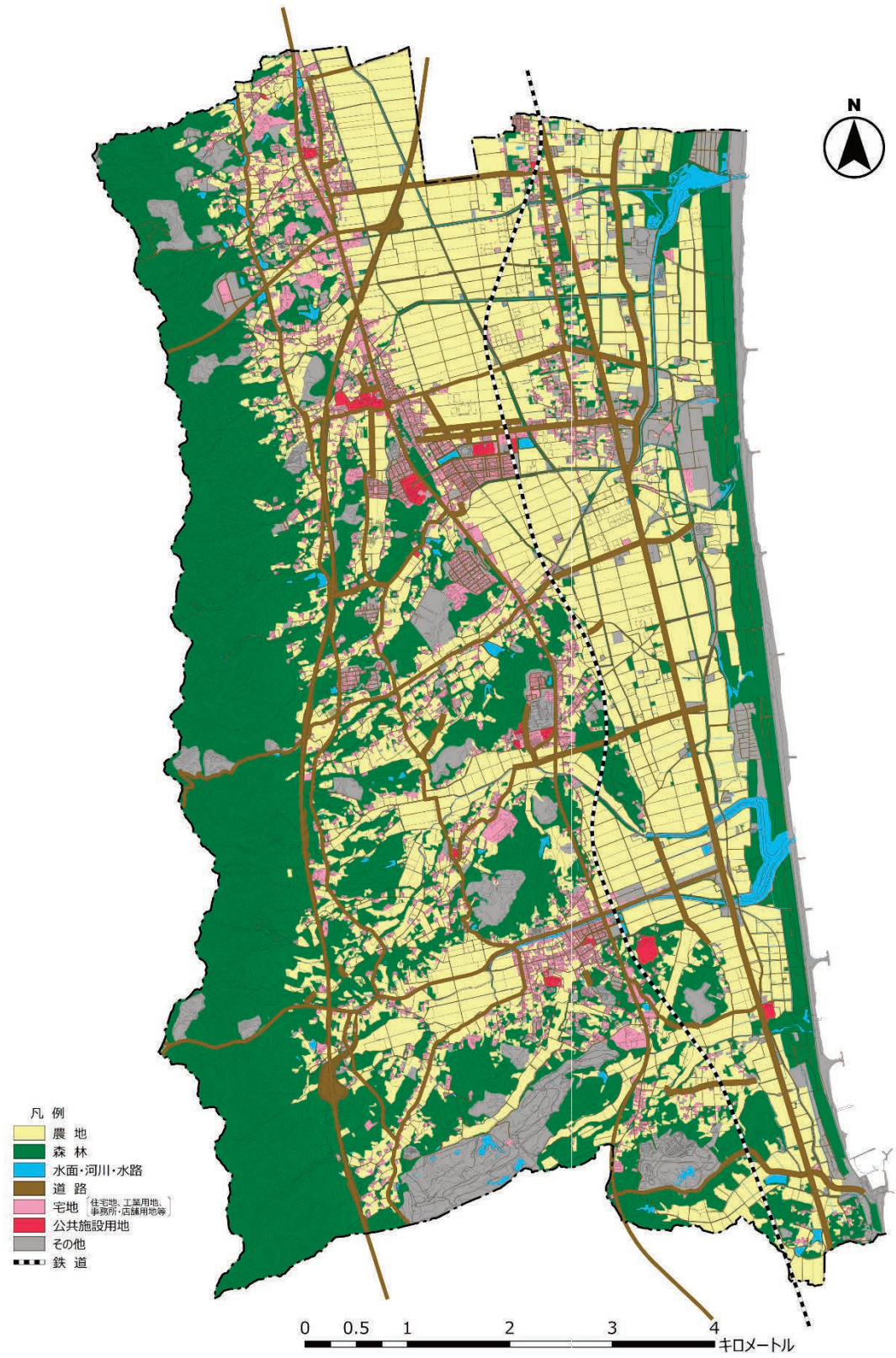


# 土地利用構想図



# 山元町国土利用計画

—第五次—

【概要版】



# 山元町



山元町国土利用計画 —第五次— 令和2年3月発行

発行元／宮城県山元町  
編集／山元町企画財政課  
〒989-2292 宮城県巨理郡山元町浅生原字作田山 32  
電話：0223-37-1111 (代表) <https://www.town.yamamoto.miyagi.jp/>



## 1 国土利用計画とは

国土利用計画は、国土利用計画法に基づいて策定され、土地利用について行政上の指針となるものです。町の国土利用計画は、国や県の計画を基本とし、町の総合計画（第6次山元町総合計画）に沿い、住民の意向を踏まえて策定し、都市計画や農業振興地域整備計画、森林計画等の指針となります。

## 2 町土利用の基本理念

まちの将来像『キラリやまもと！みんなでつくる笑顔あふれるまち』の実現を目指し、公共の福祉を優先にしつつ、緑豊かな自然や農地、海等との調和を図りながら、コンパクトでバランスのとれた都市機能の配置を進め、将来にわたり安心して豊かに暮らせる持続可能な町土の形成を図ります。

## 3 町土利用の基本方針

- 本町の豊かな自然環境や歴史的風土、美しい景観などの地域特性を保全し、今後の人口減少・少子高齢化を踏まえ、町土資源に留意しながら、災害に強く、利便性の高いコンパクトなまちづくりを継続します。
- 社会経済情勢の変化、都市化の進展や土地需要の変化などを踏まえ、用途地域指定の導入を図り、有効利用と都市機能の集積及び質的向上を図り、便利で快適に暮らせるコンパクトなまちづくりを推進します。
- JR常磐線や常磐自動車道、国道6号、県道相馬巨理線、幹線道路となる町道等で構成される交通体系の効果を十二分に生かした土地利用の展開を図ります。
- 新たな土地需要に対しては、低・未利用地の有効活用を促進するとともに、土地利用の転換は一旦行うと復元が困難なことや、自然環境、景観への影響等に配慮し、慎重かつ適正・計画的に行います。

## 4 土地利用の基本方向

### (1) 農地

- 農業基盤の保全を図るとともに、耕作放棄地の有効利用を検討します。

### (2) 森林

- 海岸部の被災した防災緑地を再生し、阿武隈高地の森林などは災害や地球環境対策として保全します。

### (3) 水面・河川・水路

- 水面・河川・水路は自然環境の保全、農業の生産性の向上、水辺空間の有効利用を図ります。

### (4) 道路

- 常磐自動車道、国道6号や県道を基軸に、安全で利便性の高い広域的ネットワークを構築します。

### (5) 宅地

《住宅地》

- 3つの市街地と既存市街地を連担させ、安全・安心でコンパクトな住環境の整備を進めます。

《工業用地》

- 高速道路や広域交通条件を生かし、産業の集積を進めます。

《その他の宅地（店舗、事務所等）》

- 3つの市街地に適正規模の整備を計画的に促進し、商業機能の充実と拠点性を高めます。

### (6) その他

- 公共施設用地は、交通の利便性や災害時避難の容易性等に配慮して配置することとし、また閉校や統廃合等による遊休地、遊休施設の利活用を進めます。

## 5 町土利用目的に応じた区分ごとの規模の目標

- 計画の基準年は平成27年（2015年）とし、目標年は令和10年（2028年）とします。目標年の人口及び世帯数は、11,200人、4,480世帯とします。
- 町土の利用区分ごとの規模の目標は、将来人口や利用区分別の土地利用面積の推移、既定計画に基づく具体的な事業の動向を考慮しながら、利用区分別に必要な土地の面積を予測し、土地利用の実態との調整を行い定めるものとします。
- 目標年における町土の利用に関する利用区分ごとの規模の目標は、右表のとおりです。なお、この目標値は、今後の社会経済情勢の動向に応じて弾力的に理解されるべき性格のものであります。

（単位：ha、％）

	基準年 平成27年 (2015年)	(参考) 平成29年 (2017年)	目標年 令和10年 (2028年)	構成比		
				基準年 平成27年 (2015年)	(参考) 平成29年 (2017年)	目標年 令和10年 (2028年)
農地	1,585	1,746	1,721	24.5	27.0	26.6
田	1,110	1,260	1,243	17.1	19.5	19.2
畑	475	486	478	7.4	7.5	7.4
森林	2,139	2,111	2,106	33.1	32.7	32.6
水面・河川・水路	110	119	124	1.7	1.9	2.0
水面	30	30	30	0.5	0.5	0.5
河川	7	7	12	0.1	0.1	0.2
水路	73	82	82	1.1	1.3	1.3
道路	402	441	476	6.2	6.8	7.4
一般道路	313	343	378	4.9	5.3	5.9
農道	87	96	96	1.3	1.5	1.5
林道	2	2	2	0.0	0.0	0.0
宅地	582	628	622	9.0	9.7	9.6
住宅地	323	308	299	5.0	4.8	4.6
工業用地	22	22	23	0.3	0.3	0.4
その他の宅地	237	298	300	3.7	4.6	4.6
その他	1,640	1,413	1,409	25.5	21.9	21.8
合計	6,458	6,458	6,458	100.0	100.0	100.0

## 6 地域別の概要

### (1) 東部地域

- 3つの市街地を中心に、既存市街地と連携を図る幹線道路等のネットワークの形成を推進し、安全で安心な、利便性と質の高い住みよいコンパクトな市街地の形成を進めます。
- 沿岸部は、大規模区画農地や観光農園等の展開と、自然エネルギーを活用した新産業等の産業系用地や、防災教育施設等の土地利用を図ります。
- 戸花川及び坂元川は、河川改修を促進し、水害の防止と安全性の確保を図ります。

### (2) 西部地域

- 森林や農地の維持・保全を図りながら、耕作放棄地や低・未利用地の有効利用の促進と、豊かな自然環境を生かした交流拠点の利用拡大を図ります。
- 常磐自動車道の山元南スマートICへのアクセス性向上を図る国・県道の道路整備を促進し、幹線道路ネットワークの構築を進めます。
- 阿武隈高地に連なる森林内の土砂採掘地は、地球温暖化や土砂災害防止に向け、植栽を促進します。

## 7 計画を達成するために必要な措置の概要

本計画で定めた事項を達成していくために必要な措置の概要は以下の8項目です。

- 公共の福祉の優先
- 土地利用に関する法律等の適切な運用
- 地域整備施策の推進
- 町土の保全と安全性の確保
- 環境の保全と町土の快適性及び健康性の確保
- 土地の有効利用の促進
- 土地利用転換の適正化
- 町土に関する調査の推進と成果の普及啓発